

避難情報について

避難情報の違いを知っておきましょう

防災無線・防災メール・テレビ等を通じて市町村が出す避難情報には違いがあります。

情報の種類	立退き避難が必要な居住者等に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ■避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ■その他の人は立退き避難の準備を整えとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ■特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ■予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ■指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ■既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ緊急に避難する。 ■指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。
<p>※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等</p> <p>※2 屋内安全確保：その時点で居る建物内において、より安全な部屋等への移動</p> <p>注 突発的な災害の場合、市町村長からの避難勧告等の発令が間に合わないこともあるため、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。</p>	

避難行動の種類

ポイント

- ①避難とは指定緊急避難場所（一時避難施設）または、指定避難所に移動することが原則です。
- ②各避難場所へ移動することがかえって命に危険を及ぼす場合は、「緊急的な避難」をとってください。
- ③外出することが危険な場合は、「屋内での安全確保措置」をとってください。
- ④災害により、すぐに自宅に戻れない場合は、指定避難所へ移動します。

